

土壌汚染対策法第3条第1項ただし書
確認申請書作成マニュアル
(第2版)

令和 7 年(2025 年) 7 月
静岡県西部健康福祉センター環境課

<第1章 申請について理解しよう>

1 はじめに

有害物質使用特定施設の使用を廃止(※)した場合、土壌汚染対策法(以下、「法」という。)第3条第1項の規定により、施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等であって、当該施設を設置していたもの(又は知事から通知を受けたもの)には、当該施設に係る工場・事業場の敷地であった土地に土壌汚染がないかを調査して知事に報告する義務が生じます。

ただし、引き続き工場・事業場として利用する等、一定の要件に該当する場合、土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認(以下、「3条1項ただし書確認」という。)を受けることで、確認を受けた利用の状態が継続する間に限り、調査義務が猶予(一時的免除)されます。

本マニュアルでは、この「3条1項ただし書確認」の申請方法等を説明しています。

(※)ここでいう「有害物質使用特定施設」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設のうち、法施行令第1条に規定する「特定有害物質」(8ページ参照)を使用等しているものです。

また、「使用を廃止」とは、特定施設の使用をやめるか、又は特定施設の使用は続けるものの当該特定有害物質の使用をやめる場合も含みます。

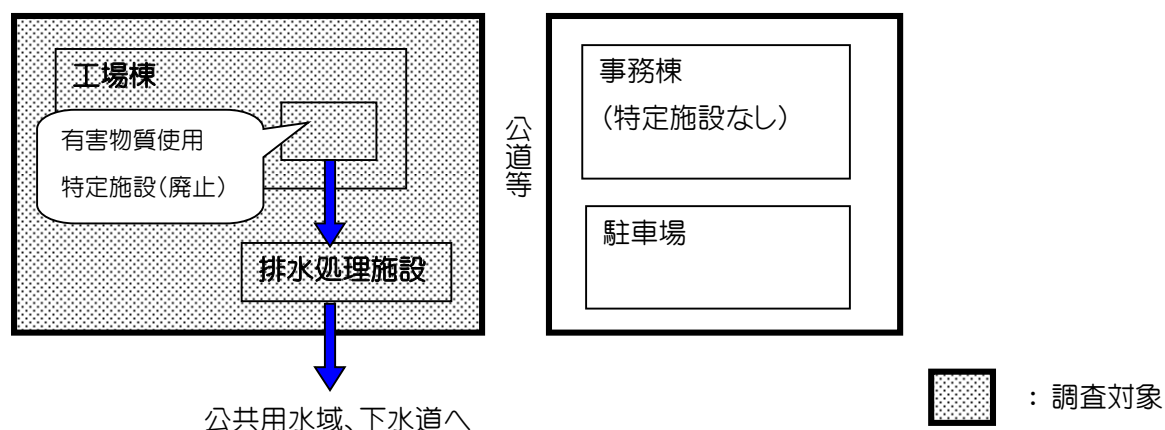
2 調査の対象(=3条1項ただし書確認の対象)となる範囲

使用を廃止した有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった土地の全ての区域が対象となります(有害物質使用特定施設の設置場所のみに限定されるものではありません)。

「工場・事業場の敷地」とは、原則として、公道等(私道、水路、緑地帯、フェンス、壁その他の工場・事業場の敷地を外形上明確に区分することができる施設も含む。)により隔てられていない一連の工場・事業場の敷地をいいます。

ただし、公道等により隔てられている場合であっても、特定有害物質を含む液体等が流れる配管等により接続され一体の生産プロセスが行われている等、特定有害物質による汚染の可能性がある場合には、隔てられた双方の土地を一の工場・事業場の敷地として取り扱うものとします。

※「工場・事業場の敷地」の判断例(判断に迷う場合は、お問い合わせください。)



3 調査義務を負う者

有害物質使用特定施設を廃止した時点の土地の所有者等であって、当該施設を設置していたもの(又は知事から通知を受けたもの)が該当します。

「土地の所有者等」とは、土地の所有者、管理者又は占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権限を有し調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものです。

なお、土地が共有物である場合は、共有者の全てが該当します。

4 調査義務の発生する日

- | |
|--|
| (1) 土地所有者等が、有害物質使用特定施設の設置者である場合
⇒有害物質使用特定施設の使用を廃止した日 (法施行規則第1条第1項第1号) |
| (2) 土地所有者等が、有害物質使用特定施設の設置者と異なる場合
⇒知事から「有害物質使用特定施設の廃止等通知書」等を受け取った日
(法施行規則第1条第1項第2号、第3号) |

土地の所有者等と有害物質使用特定施設の設置者が異なる場合、土地の所有者等は、有害物質使用特定施設に係る情報を有していないため、知事からの通知を受けた時に調査の義務が発生します。

なお、調査の報告期限が上記の日から起算して120日以内とされているため、3条1項ただし書確認の申請手続きも、この期限までに行う必要があります。

Q&A

Q 有害物質使用特定施設の設置者以外の土地所有者等は、誰が確認するのですか？

A 静岡県では、有害物質使用特定施設の廃止を確認した時点で、まず当該施設の設置者に、他の土地所有者等の有無を確認するよう指導しています。

確認が取れ次第、県から他の土地所有者等に対し、調査義務の説明及び通知(有害物質使用特定施設の廃止等通知書(法第3条第3項))を行うこととなります。

有害物質使用特定施設の使用廃止時にスムーズに手続きが行えるよう、有害物質使用特定施設の設置者は、工場・事業場の敷地の土地所有者等が誰なのか、あらかじめ把握しておくことが望ましいですね。

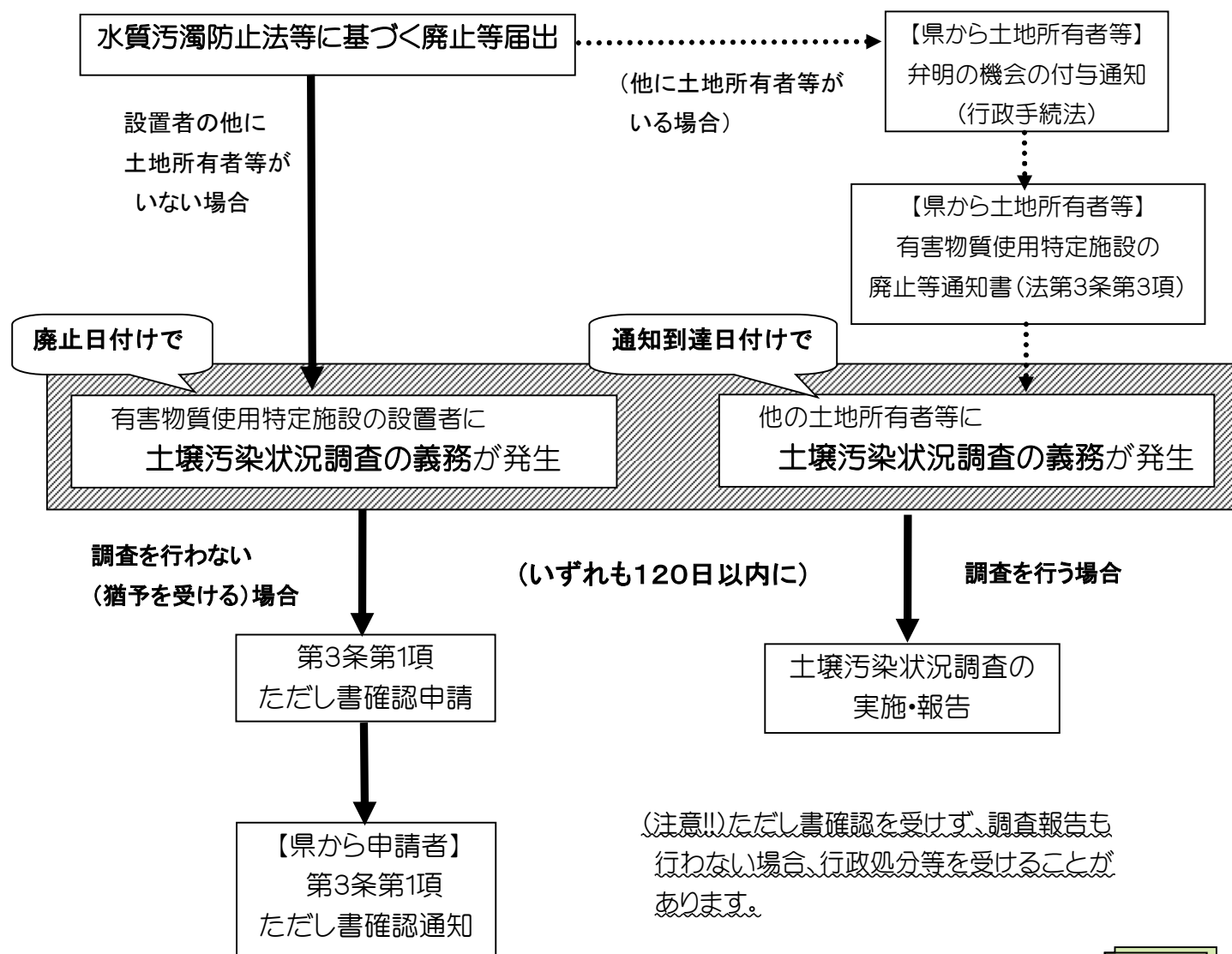
5 3条1項ただし書確認の要件とは？

次の(1)から(3)のいずれかに該当することが確実であると認められる場合、知事は3条1項ただし書確認(調査義務の猶予)を行います。(法施行規則第16条第3項)

- | |
|--|
| (1) 引き続き、工場・事業場の敷地として利用される場合
(関係者以外の者が敷地に立ち入ることができないものに限ります。) |
| (2) 小規模な工場・事業場において、事業用の建築物と工場・事業場の設置者の居住用の建築物が同一か又は近接して設置されており、かつ、当該居住用の建築物に当該設置者が居住し続ける場合 |
| (3) 操業中の鉱山及びその附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山等の敷地 |

6 手続きの流れ(フロー図)

3 条1項ただし書確認に係る全体的な手続きの流れは以下のとおりです。



Q&A

Q 特定施設設置者と土地所有者等が異なる場合の「弁明の機会の付与」とは何ですか？

A 特定施設設置者と土地所有者等が異なる場合に、県から土地所有者等あて交付される「有害物質使用特定施設の廃止等通知書(法第3条第3項)」は、通知を受けた者に調査及び報告の義務を生じさせるため、行政手続法上の「不利益処分」に該当しうる、とされています。

このため、通知の交付に先立ち、県から行政手続法第13条第1項に基づき弁明の機会が付与されます。

なお、弁明の機会の付与は、「名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分の場合には行わない」とされているため、あらかじめ土地所有者等から、通知を行うことに同意する旨の書面(同意書等)の提出があった場合は、弁明の機会の付与は行いません。

(参考:行政手続法第2条第4号「不利益処分」)

⇒土地所有者等が、書面(同意書等)を提出する意向のある場合は、お問い合わせください。

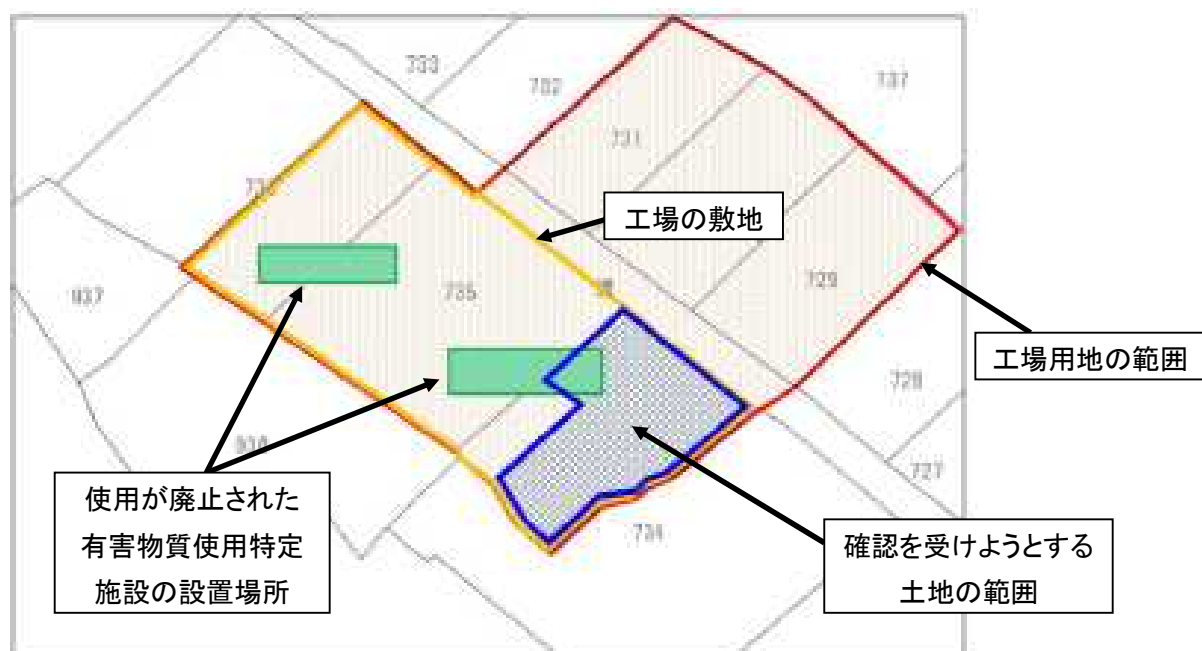
<第2章 申請書を作成しよう>

1 提出書類

提出書類は下記のとおりです。申請書を作成する際に参考としてください。提出部数は1部ですが、申請者控えが必要な場合は2部作成してください。

申請書		チェック
1	土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書(様式第三) ※ 静岡県公式ウェブサイト< https://www.pref.shizuoka.jp/ >に様式があります。 (「目的から探す」の「申請書ダウンロード」→くらし・環境部→生活環境課→(土壌汚染対策法)土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書) ※次ページの記載例を参考に作成してください。	☐
添付資料		チェック
1	工場の敷地であった土地とただし書きの確認を受けようとする場所を明示した図面 (作成例参照)	☐
2	廃止した有害物質使用特定施設の設置場所等が分かる図面	☐
3	工場敷地の地番等が分かる公図 (公図又は合成公図の上に工場敷地を重ね合わせた図(作成例参照)) ※ 図面中に、確認を受ける土地の範囲を赤線等で明示してください。	☐
4	土地の所有者が分かる資料 ・土地の履歴事項全部証明書(写し可) ・登記情報提供サービス(一般社団法人民事法務協会提供)を利用して取得した照会番号付き書類 など	☐
5	(土地所有者等が複数いる場合、必要に応じて)委任状→詳細は6p参照	☐

【作成例】 ※添付資料1、3をまとめて作成したもの



※申請書の記載例

様式第三（第十六条第一項関係）

土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書		記載例
○○年○○月○○日		
静岡県知事 殿		
申請者 ○○県○○市○○町○—○ 株式会社西部○○ 代表取締役 ○○ ○○		
土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。		
工場又は事業場の名称	株式会社西部○○ ○○工場	
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	静岡県○○市○○12-1	
使用が廃止された有害物質使用特定施設		
施設の種類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	
施設の設置場所	別添図面のとおり	
廃止年月日	○○年○○月○○日	
製造、使用又は処理されていた特定有害物質の種類	テトラクロロエチレン、六価クロム化合物、 ふっ素及びその化合物	
確認を受けようとする土地の場所	静岡県○○市○○字○○12番1、12番2の一部 (別紙のとおり)	
確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法	引き続き工場の敷地として利用する。	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 土地所有者等が複数いる場合の申請方法

原則、調査義務を負う各土地所有者等が、それぞれ自ら所有している土地について、3条1項ただし書確認申請を行う必要があります。

ただし、一体として利用・管理されている土地を複数で所有している場合で、敷地全体について申請を行う場合は、以下の申請方法も可とします。

- 1通の申請書に全ての土地所有者等が、連名で申請者として記名する。
- 委任状により、有害物質使用特定施設の設置者がそれぞれの土地所有者等に代わり申請（※この場合の委任状は、届出事務の委任であり、調査義務そのものを委任するものではありません。）

3 ただし書申請前に、他者に土地を売却してしまった場合

調査義務は、原則として有害物質使用特定施設が廃止された時点の土地の所有者等に発生し、その後の土地の売却等により土地の所有者等に変更があっても、義務は移転しないとされています。

ただし、土地の所有者等と有害物質使用特定施設の設置者が異なる場合において、廃止の後に土地の所有者等が変更され、新たな土地の所有者等が調査を行うことについて、新旧の土地の所有者等が合意しているときは、新たな土地所有者等に調査義務が移転します。（法施行規則第 17 条）

（※この場合、新旧の土地所有者等の合意が分かる資料等の提出が必要となりますので、お問い合わせください。）

（注意！！）有害物質使用特定施設が設置されていた土地の売買について

有害物質使用特定施設の廃止後に、当該土地を売却等する場合は、売主と買主の間で調査義務に係る責任の所在を明確にし、法に基づく手続きに漏れがないよう注意してください。

特に、調査を行わないまま売買契約をする際には、売主が買主に調査義務のある土地であることを適切に情報提供し、双方合意の上で必要な手続きを行っておかないと、後々トラブルの原因となるおそれがあります。

（参考：民法第 566 条「地上権等がある場合等における売主の担保責任」、570 条「売主の瑕疵担保責任」）

4 申請書の提出先・問合せ先

申請書の提出先は下記のとおりです。提出は原則持参（要電話予約）をお願いします。遠方等で、持参による提出が難しい場合は、お問い合わせください。

〒438-8622 静岡県磐田市見付 3599-4

静岡県西部健康福祉センター 環境課生活環境班

電話番号：0538-37-2250 FAX番号：0538-37-2603

電子メール：kfseibu-kankyou@pref.shizuoka.lg.jp

管轄市町：磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町

＜第3章 3条1項ただし書確認通知後の手続＞

3条1項ただし書確認を受けた後も、確認を受けた内容に変更があった場合、忘れずに手続を行ってください。

1 土地の所有者等が変わった場合（法施行規則第16条第4項、第5項）

土地の譲渡（売買）、相続、合併等により、「土地の所有者等」に変更があった時は、新たな土地の所有者等が、確認を受けた土地の所有者等の地位を承継します。

⇒新たな土地の所有者等は、承継後遅滞なく「承継届出書（様式第四）」を提出する義務があります。

⇒旧の土地所有者等は、新たな土地所有者等に対し、調査に必要な情報（有害物質使用特定施設の設置状況等）を適切に引き継ぐようにしてください。

2 土地の利用方法が変わる場合（法第3条第5項、法施行規則第19条）

3条1項ただし書確認を受けた土地所有者等は、当該土地について予定されている利用の方法を変更（月極駐車場など、一般の者の立入りが発生する用途への変更等）しようとするときは、「土地利用方法変更届出書（様式第五）」により、あらかじめその旨を知事に届け出る必要があります。

この届出により、確認の要件を満たさないと認めるに至ったときは、知事は3条1項ただし書確認を取り消し、取り消された時点での土地所有者等に調査義務が発生することとなります。

3 確認を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質の変更（切土・盛土）を行う場合

平成31年4月1日より、あらかじめ知事への届出が必要になりました。（法第3条第7項）

知事は、届出を受けた場合、当該土地の所有者等に対し土壤調査を行い報告するよう命令します。（第3条第8項）

「あらかじめ」届け出ることについて、期日の規定はありませんが、届出に対し必ず調査命令が発出されるため、行政手続に要する日数を勘案して、余裕を持って届出するようにしてください。

土壤調査を行う範囲は、土地の形質の変更（盛土部分は除く）を行う範囲です。

4 その他（県からの定期的な確認調査）

現在静岡県では、3条1項ただし書確認を受けている方に対し、おおむね年1回程度、施設設置者を通じて土地の利用方法等の確認調査（調査票への回答方式）を行っています。

土地の利用方法等に変更があった場合に必要手続きが行われないことにより、土壌汚染の拡散等が発生するのを未然に防ぐ目的で行っているものですので、皆様のご協力をお願いします。

●特定有害物質一覧(平成 31 年4月 1日現在)

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物
- 三 クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)
- 四 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン
(別名シマジン又はCAT)
- 五 シアン化合物
- 六 N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル
(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)
- 七 四塩化炭素
- 八 1,2-ジクロロエタン
- 九 1,1-ジクロロエチレン (別名塩化ビニリデン)
- 十 1,2-ジクロロエチレン
- 十一 1,3-ジクロロプロペン (別名D-D)
- 十二 ジクロロメタン (別名塩化メチレン)
- 十三 水銀及びその化合物
- 十四 セレン及びその化合物
- 十五 テトラクロロエチレン
- 十六 テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム)
- 十七 1,1,1-トリクロロエタン
- 十八 1,1,2-トリクロロエタン
- 十九 トリクロロエチレン
- 二十 鉛及びその化合物
- 二十一 砒素及びその化合物
- 二十二 ふっ素及びその化合物
- 二十三 ベンゼン
- 二十四 ほう素及びその化合物
- 二十五 ポリ塩化ビフェニル (別名PCB)
- 二十六 有機りん化合物
(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る)

●関係法令(抜粋)

<土壌汚染対策法>

(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)

第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設(第三項において単に「特定施設」という。)であって、同条第二項第一号に規定する物質(特定有害物質であるものに限る。)をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。)に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

- 3 都道府県知事は、水質汚濁防止法第十条の規定による特定施設(有害物質使用特定施設であるものに限る。)の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知するものとする。
- 4 都道府県知事は、第一項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。
- 5 第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

<土壌汚染対策法施行規則>

(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)

第十六条

- 4 法第三条第一項ただし書の確認を受けた土地の所有者等が当該確認に係る土地に関する権利を譲渡し、又は当該土地の所有者等について相続、合併若しくは分割(当該確認に係る土地に関する権利を承継させるものに限る。)があったときは、その権利を譲り受けた者又は相続人、合併若しくは分割後存続する法人若しくは合併若しくは分割により設立した法人は、当該土地の所有者等の地位を承継する。
- 5 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を様式第四の届出書により届け出なければならない。